

令和7年度第1回総会（月例）議事録

日 時	令和7年4月28日（月） 午後3時30分開会
場 所	かごしま市民福祉プラザ5階 大会議室
出席委員 (18名)	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 桃榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 (1名)	上四元 正昭
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方 技師 井手
農政総務課	
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 相続税の納税猶予に関する件 6 地域計画に係る意見書に関する件 7 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件
報告事項	1 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議長	<p>開会（午後3時30分）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、4月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（各支局の支局主任並びに職員紹介）</p> <p>まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局 資料の修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料3の表紙が「農用地利用集積等促進計画に係る意見に関する件」となっていますが、「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」に修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料4の表紙が議案第7号「農地農の運用について」となっていますが、報告事項6「農地法の運用について」に修正をお願いいたします。</p> <p>松元支局 資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書15ページ番号18の譲受人の住所が3010番地26となっていますが、3010番26号に修正をお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたします。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、仮屋委員、穂満委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 18件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	ご報告します。 番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号3号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号4号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6番委員	ご報告します。 番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号6号、労力不足、相手要望、賃貸借権、期間6年。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、2年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号7号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4番委員	ご報告します。 番号8号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、桜島、5番委員お願いします。

5 番 委 員	ご報告します。 番号 9 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従前から本市において営農経験があり、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、喜入、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 10 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、松元、17 番委員お願いします。
17 番 委 員	ご報告します。 番号 11 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 12 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 番号 13 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 番号 14 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、19 番委員お願いします。
19 番 委 員	ご報告します。 番号 15 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが親族の農地の耕作を手伝いなどしながら 30 年以上の、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、3 条許可の申請を行うものであります。 番号 16 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが親族の農地の耕作を手伝いなどしながら 30 年以上の、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、3 条許可の申請を行うものであります。 番号 17 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが親族の農地の耕作を手伝いなどしながら 20 年以上の、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、3 条許可の申請を行うものであります。 番号 18 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「13番委員」挙手あり]</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	番号12, 13が自作地交換となっていて、面積が倍以上違いがあるのですが、等価交換ですか。費用は発生していませんか。
松元支局	等価交換になっております。13番の譲受人は179m ² の狭い所有になりますが、自宅のすぐ隣の田と離れた場所の田の交換になっておりますので、隣の田のために本人としては、等価交換でいいということで聞いております。
13番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>7ページ 1件</p>	
議長	次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、喜入、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸家2棟126.34m²、庭敷地等309.66m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、西…本人畠、南…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西に約1.2kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>また、申請地は水路と接しておりませんが、北側宅地の排水管を利用し、宅地に隣接する水路へ雨水等の放流を行います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第1種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2、「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地であるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>8ページ～17ページ 23件</p>	
議 長	<p>次に、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：宅地分譲2区画435.00m²、周囲の状況及び被害 防除計画：東…原野、西…別件5条申請地、南…市道、北…他人田、境界…コン クリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道、権利の種別：所有権移転、 売買。</p> <p>番号2号、通路74.00m²、東…別件5条申請地、西…宅地、南…市道、北 …受人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、宅地分譲1区画464.00m²、東…渡人畠、西…市道、南…農道、 北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併 浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、建壳住宅1棟95.64m²、庭敷地等359.86m²、東…水路、 西…農道、宅地、南…他人田、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、雨水…農 道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、貸資材置場210.00m²、東…他人畠、西・北…里道、南…県道、 境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟70.27m²、庭敷地等420.81m²、東…私道、宅地、 渡人畠、西・南…宅地、他人畠、北…市道、渡人畠、境界…ブロック積、雨水… 市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、駐車場166.80m²、法面59.28m²、通路等340.88m²、 東…宅地、雑種地、西…里道、南…宅地、北…農道、雑種地、境界…ブロック積、 石積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成17年ごろから駐車場として 使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、こ のようないいよう指導いたしました。</p> <p>番号8号、宅地分譲2区画707.00m²、東…宅地、西…国道、南…他人畠、 北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、 売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、資材置場512.00m²、駐車場45.00m²、転回場等618.00m²、東…市道、西…他人畠、南…里道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、賃貸借権。</p> <p>番号10号、住家1棟49.36m²、庭敷地等342.64m²、東…宅地、西・北…里道、南…私道、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟56.31m²、庭敷地等201.69m²、東・南…貸人畠、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号12号、住家1棟66.24m²、庭敷地等186.76m²、東・南…渡人畠、西…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、貸車両置場140.50m²、駐車場37.00m²、車両部品置場65.60m²、転回場等444.90m²、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、農地法第5条の転用許可が必要であることを知らずに、令和7年3月末から、当該申請地を、貸車両置場として一部コンクリート舗装をしておりましたが、今回、農業委員会の指導にもとづき一旦工事を中断し、「始末書」添付のうえ、改めて申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後、このような事のないよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、駐車場787.75m²、通路等1,533.25m²、東…農道、西…渡人畠、他人畠、南…境内地、北…渡人畠、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟147.19m²、庭敷地等271.81m²、東・南・北…貸人畠、西…私道、境界…土留、雨水…浸透枠、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟120.23m²、庭敷地等139.06m²、東…宅地、西…水路、南…渡人畠、北…私道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、松元、17番委員お願ひします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、宅地分譲12区画2, 797.03m²、緑地1, 724.10m²、通路644.39m²、公園165.79m²、ゴミ置場19.60m²、東…里道、西…宅地、渡人畠、南…山林、宅地、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、杉10本479.00m²、東・南…宅地、西…他人畠、宅地、北…宅地、山林、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、建売住宅3棟192.21m²、通路99.50m²、庭敷地等617.29m²、東…宅地、西…里道、南…宅地、私道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は松元支所から東北東へ約2.6kmに位置する、特定土地改良事業等の施行区域内にある「第1種農地」です。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、19番委員お願ひします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、宅地分譲2区画544.00m²、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、住家1棟103.51m²、庭敷地等136.89m²、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、建売住宅1棟39.74m²、庭敷地等156.15m²、東…宅地西・北…市道、南…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号23号、建売住宅1棟59.20m²、庭敷地等136.56m²、東・南…宅地、西…宅地、私道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号19号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「2番委員」挙手あり]</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	番号18ですが、杉10本479.00m ² となっていますが、敷地面積に対して杉の数があまりにも少なすぎるのでないですか。
松元支局	杉のそれぞれ1本の間隔が、5m間隔で植えるように計画しておりますので、この本数になっております。
13番委員	私も同じ質問をしようと思っておりました。今、事務局から説明がありました杉を5m間隔に植えるというのは、現状に合わないです。これを現場で見て許可するとなるとおかしいと思います。100本の間違いではないですか。
松元支局	2ヶ所に別れておりまして、30m ² の所に1本、449m ² の所に9本植える計画になっているのですが、計画で5m間隔ということになっておりましたので、受領したところです。
2番委員	植林の場合、木の種類のよっても違うのかもしれません、1反あたり何本位という基準はないですか。
10番委員	私も山を1反持っているのですが、植える時は大体2m間隔で植えます。杉はたくさん植えないと、台風で倒れるんですよ。それなりに本数を取ろうと思ったら、たくさん植えて間引きをする、間伐材を取るというのが普通の植林の仕方です。最初から10本植えるというのは、全部台風に倒れてしまうと。山を持っている者としては考えます。
松元支局	隣との境が、一部法面になっている部分があるのと、境界から控えて植えるようにという指導をしたものですから、この本数になっているところです。
17番委員	現場の立会いをいたしました。ここに書いてあるように、東と南が宅地、西も他人畑、宅地、北も宅地ということで、事務局から説明があったとおり、控えて植えないといけないということで申請されたと思います。現地は宅地から1歩下がった所です。

1 3 番 委 員	現地調査の報告もありましたが、私どもは現地を見ていませんから、何とも言えませんが、やむを得ないという考え方もありますが、宅地に対して影を差すから植えるなというのであれば、これは最初から受け付けないと。杉は、私の山でも40年50年経たないとお金にならないです。むしろクヌギを植えるとかという指導をするべきではなかったかなと思います。譲受人は大きな会社ですよね。実情に合わないというのが私の意見です。
議 長	いろいろな意見が出ましたが、許可していいものでしょうか。
1 3 番 委 員	ここに出す前に、指導するべきではなかったのでしょうか。
議 長	<p>今回は認めて、次からは本数等をよく問い合わせということでよろしいでしょうか。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第5条許可申請に関する件」23件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号19号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 非農地認定に関する件 18ページ～22ページ 13件	
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号2号、調査結果：法面として約30年経過、現況雑種地。 番号3号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：倉庫1棟、59年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：法面として55年経過、現況雜種地。</p> <p>番号7号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：杉、雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：唐竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：杉、雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「2番委員」举手あり]</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	番号1ですが、所有者と申請人の住所が違うのですが、なぜですが。
谷 山 支 局	申請人の住所は、破産管財人である弁護士の住所になっております。
2 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」13件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題5. 相続税の納税猶予に関する件

23ページ～24ページ 2件

議長	<p>次に、議題5.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>23ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>今回、2件の申請がありました。申請者は、同じ被相続人の子で、相続開始年月日は、平成18年7月17日、今回が7回目の発行でございます。</p> <p>2件とも、令和7年4月15日に、6番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>まず、番号1からです。調査地は畠であります、ビニールハウスが3棟ございました。1棟はトマト作付予定、1棟は春菊、サツマイモの苗もの作付中、もう1棟は農業用倉庫として利用されておりました。</p> <p>また、露地に、キャベツ、ジャガイモ、サトイモ、カボチャ、グリーンピース、インゲン、ソラマメ、深ネギ、春菊、色付けカブ、ニンニク、ダイコン、タマネギ、ニンジンを作付中でございました。</p> <p>従いまして、番号1の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営及び特定貸付けを行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。</p> <p>次に、24ページをご覧ください。</p> <p>番号2ですが、調査地はいずれも畠であります、ビニールハウスが2棟あり、キャベツ、カボチャ、レタス、トマト、コマツナ、キュウリが作付中でございました。</p> <p>また、露地には、キャベツ、ジャガイモ、深ネギ、ソラマメ、エンドウ、ラッキョウ、ニラ、ニンニク、タマネギ、キュウリが作付中でございました。</p> <p>従いまして、番号2の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>

議題6. 地域計画に係る意見書に関する件

別冊資料2 1件

議長	<p>次に、議題6.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>議題6.「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料2の3ページをご覧ください。</p> <p>今回は、1ヶ所の地域計画の変更でございます。</p> <p>桜島二俣地域です。</p> <p>主な変更の内容は、桜島二俣町51外3筆の担う者の変更です。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>左の方に担う者の変更ということで太い黒枠で囲んだ所が、今回の変更箇所になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題6.「地域計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり決定いたします。</p>

議題7. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件

別冊資料3 14件

議長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------

農政総務課	<p>議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年6月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権8件、17筆、10.275.00m²、賃貸借権7件、13筆、15,987.00m²となっております、合計14件、30筆、26,262.00m²です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから58ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」14件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 25ページ 1件	
議 長	次に、報告事項1「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願ひします。
吉 野 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>今回の届出の面積は10,418.00m²で、5,000m²以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、4月3日に提出されました。</p> <p>申請地に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畳)2,327.00m²、転用目的は貸資材置場です。</p> <p>次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、市街化調整区域内にある第2種農地です。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域で、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には市街化調整区域内の農地が含まれていますので、転用の際は農地法に基づく許可が必要ですが、令和7年2月3日付けで農地法第5条第1項の許可申請がなされ、令和6年度第11回農業委員会総会において審議を行い、令和7年2月28日付けで許可指令書を交付済みです。」と土地利用調整課へ4月11日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 26ページ～29ページ 21件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 30ページ～39ページ 22件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 40ページ～43ページ 7件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 44ページ～49ページ 8件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>26ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は21件です。</p> <p>登記地目別では、田25筆、13,207.00m²、畠53筆、31,536.85m²となっております。取得した事由別数は、相続が21件、権利の種別は、所有権が21件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が19件となっております。</p> <p>27ページから29ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、30ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が1件、その他が3件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が15件、共同住宅が1件、その他が2件、合計18件となっております。</p> <p>31ページから32ページは、4条関係4件、33ページから39ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、40ページから43ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉野地区で1件、喜入地区で5件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、44ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において審議いただいた「同計画に係る意見書に関する件」について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権6件、16筆、20,165.00m²、使用貸借権2件、3筆、4,651.00m²、合計8件、19筆、24,816.00m²です。</p> <p>45ページから49ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

**6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について
別冊資料4 84件**

議長	<p>次に、報告事項6 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4 ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計84筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後16時25分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第2回総会（月例）開催日時は、 5月8日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和7年度第3回総会（月例）開催日時は、 5月30日（木）午前10時開会 西別館1階 東部保健センター講堂 <p>本日総会終了後、任期満了を迎えた委員の方に感謝状贈呈式を開催いたします。引き続きご参加をお願いいたします。</p>
議長	<p>本日の総会はこれで終了となります、各委員の皆様に置かれましては、農業委員の任期満了による最後の総会となりますので、代表して一言申し上げます。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午後16時30分）</p>